

会社法第791条第1項及び第801条第3項に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2026年5月15日

株式交換完全親会社 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

株式交換完全子会社 株式会社コーウェル

2026年5月15日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区愛住町2番地
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
代表取締役 亀田信吾



会社実印

東京都豊島区北大塚二丁目20番4号
株式会社コーウェル
代表取締役 岸本 及



会社実印

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（以下「完全親会社」といいます。）及び株式会社コーウェル（以下「完全子会社」といいます。）は、2026年4月16日付で締結した株式交換契約に基づき、2026年5月15日を効力発生日として、完全親会社を株式交換完全親会社とし、完全子会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2026年5月15日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換をやめることを請求した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条第1項の規定による株式の買取り請求した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により完全親会社の株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

完全親会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 4 月 23 日に公告を行いました。なお、会社法第 797 条第 1 項ただし書きにより、完全親会社に対し株式の買取り請求できる株主はおりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により、完全親会社に移転した完全子会社の株式の数は 484 株です。

5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項

(1) 完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により完全親会社の株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した完全親会社の株主はおりませんでした。

(2) 完全子会社は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、略式株式交換の手続により完全子会社の株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。

(3) 完全親会社は、本株式交換においては、完全親会社を除く 2026 年 5 月 15 日における完全子会社の株主に対して、その保有する完全子会社の普通株式 1 株につき、完全親会社の普通株式 2,259,433 株の割合をもって、完全親会社の普通株式を割当交付しました。完全親会社が本株式交換において交付した普通株式の総数は 1,093,500 株です。

(4) 本株式交換により増加する完全親会社の資本金、資本準備金及び利益準備金は次のとおりです。

- ① 資本金の増加額 金 0 円
- ② 資本準備金の増加額 金 6,000,000 円
- ③ 利益準備金の増加額 金 0 円

以上